

上越市自治基本条例における市民投票制度について

1. 上越市自治基本条例における位置付け

- ・ 市政運営に係る重要事項について、市民の意思確認を行うことを目的とする常設型の市民投票制度
- ・ 市政運営に係る重要事項に関する意思形成過程に、投票を通じて市民が参画できる制度

2. 上越市自治基本条例において規定済みの事項

(1) 市民投票の実施者

市長

(2) 市民投票制度の請求資格者

市民、市議会、市長

(3) 請求資格者の要件

ア 市民

(ア) 年齢18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものは、請求権者の50分の1以上の連署で、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求できる。ただし、この場合は市議会の議決が必要。

(イ) 年齢18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものは、請求権者の4分の1以上の連署をもって請求した場合は、市議会の議決なく、市民投票の実施を請求することができる。

イ 市議会

(ア) 市議会議員

・ 12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を提出できる。

※ 議員定数(48人)の12分の1 (4人)

(イ) 常任委員会

- ・その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出できる。

※ 上越市議会の常任委員会

- ・総務常任委員会
- ・厚生常任委員会
- ・建設企業常任委員会
- ・文教経済常任委員会

(ウ) 市長

- ・自らの意思で市民投票を実施することができる。

(4) 市民投票の投票資格者

年齢満 18 歳以上の市民で別に定める資格を有するもの

(5) 市民投票の結果の尊重義務について

- ・市民投票の結果については、市民、市議会及び市長等の三者に尊重義務を課している。

<イメージ図>

